

仕 様 書 (変更)

1 件名

旧運行室・制御機器室設備の解体・撤去作業

2 作業概要

この仕様書は、施設整備に伴い、平成30年10月30日をもって放送設備としての役割を終え、学園において今後使用することはない旧設備の撤去を行うものである。

3 作業場所 放送大学学園放送研究資料棟他（千葉市美浜区若葉2丁目11）

4 作業期間

作業期間は、契約後から令和元年9月30日まで。

作業は原則日勤帯とするが、放送に影響を及ぼすおそれのある電源・信号ケーブル等の撤去に関しては放送休止期間に実施する。

5 請負範囲

- (1) 別紙1の棟別平面図1～4に示す、制御機器室・運行室・デジタル放送機器室に設置されている運行操作卓、モニター棚及びラック等の解体、撤去。その他、棟別平面図1～4に示す部屋については、ケーブルの撤去及び別紙2の廃棄対象機器等の搬出を行う。
- (2) (1)の卓、棚、ラック等に内蔵された機器の取り外しと撤去。
- (3) (1)の卓、棚、ラック等及び内蔵された機器に接続された不要となる電源ケーブル、映像ケーブル、音声ケーブル、制御ケーブル等の撤去。
- (4) 主調整室のラック等の撤去後に穴の開いているフリーアクセスフロア用パネル(支給品)、カーペットタイル(支給品)の交換。
- (5) (1)～(3)の撤去物の搬出、輸送。
- (6) 一部残置するラックの耐震措置。
- (7) 撤去物搬出、移動後の各部屋の清掃。
- (8) (1)～(7)を実施するための現場事前調査。
- (9) その他関連する作業。

別紙に示した撤去物等は学園の都合により追加、変更する場合がある。

6 本業務の従事者

- (1) 本業務に従事する従事者は十分な経験と技能を有するものとし、業務中は作業責任者及び安全管理者を常駐させること。
- (2) 本業務の責任体制を明確にした作業責任者、安全管理者、従事者の氏名等の資料を

事前に提出し、了解を得ること。

7 実施工程表

- (1) 請負者は、本業務に先立ち、実施工程表（作業全体工程、作業内容等）及び関連資料（作業責任者、従事者名簿等）を作成し、学園担当者に提出すること。
- (2) 音出し作業がある場合は、番組制作、運用勤務者などに支障がないよう、学園担当者との協議して実施工程を決定すること。
- (3) 実施工程表の内容を変更する必要がある場合には、学園担当者に報告するとともに、業務に支障がないよう適切な措置を講ずること。

8 作業管理

- (1) 請負者は予め作業体制表、安全管理組織表等を学園担当者に提出すること。
- (2) 請負者は作業従事者に対し、安全管理を徹底すること。
- (3) 作業中に問題が生じた場合は、作業を中断し、不具合の処置を講ずること。

9 応急処置等

本業務の結果、運用中の放送設備などに影響を及ぼし又は、及ぼすことが想定される場合には、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに学園担当者に報告すること。

10 関係法令等の遵守

請負者は、業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

11 本業務に伴う注意事項

- (1) 請負者は本業務の実施に先立ち、学園担当者と十分打ち合わせを行い、作業日、搬出日、作業時間帯及び学園の放送関連設備の安定運用に留意し、事故の無いよう万全を期すこと。
- (2) 本業務の実施に先立ち、作業責任者は、作業前に旧設備の系統、接続、概観、工程表、付属品及び予備品一覧表などを把握し、必要に応じて現調を実施し、疑問点・不明点を解消すること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、既存の建物、設備、機器などに損傷を与えないように適切な養生を行うこと。
- (4) 廃材置き場等のスペースが必要な場合は、学園担当者と協議すること。
- (5) 工具、廃材などの搬出入は、工程表に基づき事前に搬出入経路・搬出入時間・施設の使用など学園担当者と十分打合せのうえ、実施すること。
- (6) 学園担当者の指示に従いながら、放送業務に支障がないよう十分注意して作業を実

施すること。

- (7) 請負者は現場の安全と放送業務の運行に対して十分に注意を払って本業務を実施し、万一放送事故発生の際は応急処置を行うとともに学園担当者の指示に従うこと。
- (8) 放送障害の原因が究明され、同様の障害が他にも発生する恐れのある場合は、学園担当者と別途協議の上、予防保全の措置を講じること。
- (9) 作業日ごとに作業開始・終了時には学園担当者と作業連絡会を開き、作業内容・実施結果等について連絡・報告を行うこと。
- (10) 作業責任者は、他の従事者に対して作業内容を十分に説明し、各人の役割分担を明確にし、当日の作業内容を従事者全員で確認すること。
- (11) 作業責任者は、当日の放送状況（放送終了時刻／開始時刻、単体機器の放送時刻等）を学園担当者に確認し、従事者全員に周知すること。
- (12) 当日の他の業者による学園側工事作業の有・無の確認など、作業実施上の制約条件を確認すること。
- (13) 作業を確実に実施するため、学園担当者ととも撤去対象物についてマーキングを行った後、作業を実施すること。
- (14) 撤去機器、棚板等の電源があらかじめOFFされているかどうかを確認すること。ONの場合は、作業責任者のもとに複数の従事者で指差し確認を行うとともに、学園担当者及び運用勤務者へ声かけして、注意喚起してからOFFし、放送障害時のバックアップができるようにすること。
- (15) 撤去作業における撤去対象ケーブルの確認とマーキングを行うこと。
- (16) 運用中のケーブルと接続されている撤去機器があるため、十分確認して作業すること。
- (17) 撤去作業でケーブルの切断を行う場合は、2名以上の従事者で指差し確認を行うとともに、学園担当者及び運用勤務者へ声かけをして注意喚起すること。
- (18) 作業責任者は、作業進捗状況を常に把握し、終了予定時刻を越えそうな時は、学園担当者と協議し、速やかに中止／継続の判断をすること。
- (19) 作業終了後は必ず、作業現場の後かたづけ清掃を行うこと。
- (20) 本業務における工具及び廃材類の保管および取扱いは、全て請負者の責任において行い、常に整理整頓を行うこと。
- (21) 出入り時ならびに作業時の服装は、清潔にして節度あるものとして、他人に不快感を与えないように配慮すること。
- (22) 廃材等は占有を許可された場所以外に放置しないこと。
- (23) 指定箇所以外への通行は禁止し、作業上必要といえども他室への出入りは事前の許可なく行わないこと。
- (24) 電動工具などの作業用電源は、学園が指定した場所（一般用電源）を利用すること。

- (25) 通路等では通行者の安全を確保すること。
- (26) 作業場所を離れる場合は、室内の消灯、コンセント・プラグの引抜きなど、不在時の電気事故防止に万全を期すこと。
- (27) 万一、災害発生の際は、直ちに学園担当者に連絡する。なお、緊急の場合は守衛室（043-298-3441）にも連絡すること。

1.2 廃棄物の収集場所について

撤去品は、請負者において責任をもって適切に搬出し、本学園敷地内の学園が指定した場所に収集すること。

1.3 検査

本作業終了後、学園担当者の立会いのもとに、検査を行う。

1.4 報告

本業務終了後は報告書を提出すること。

1.5 損害賠償

本業務に当たり、請負者が故意又は過失により造営物に対する損傷、道路等の損傷および第三者に損傷を与えた場合は、直ちに学園担当者に連絡すること。損傷に対する補償は請負者の負担とする。また、造営物などに損傷を与えた個所は、すみやかに原形に修復すること。

1.6 本仕様書について疑義が生じた場合には、双方協議のうえ、これを解決するものとする。

1.7 補則

- (1) 検査終了後3ヶ月以内に本業務の不備によって事故等が発生した時は、速やかに無償で修復すること。
- (2) 原則として本業務に必要な工具類及び消耗品等一切の機材は請負者の負担とする。なお、学園備え付けの工具類が必要な場合は、使用許可を得ること。
- (3) 請負者は、業務の全部について、一括して第三者に請け負わせたり、再委託してはならない。また、業務の一部を第三者に対して請け負わせたり再委託する場合、請負者は、あらかじめ、所定の事項について学園に申請した上で、承諾を得なければならない。